帮

 $\langle 4$ 

驰

汨

恤

金曜日

Ш

令和元年6月21

令和元年6月21日 第 号 14

## 1

目 次		
<b>告</b>		
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○自衛官の募集	(市町村支援課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○令和元年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事	務の委託	
	(子育て支援課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	6
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課)	6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	7
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	7

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表		
(廃棄物対策課)	7	
○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開		
(漁業管理課)	8	
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出		
(中小企業振興課	8	8 9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等		-3028) -5726)
(中小企業振興課)	8	643 262
○落札者等の公示 (教育庁義務教育課)	9	260
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表		電話語
(監視指導課)	9	
教育委員会		(2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (教育庁社会教育課)	9	羅式
監査委員		所
○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課)	10	総務部行政経営企画課 印 刷 株 式 会 社
雑    幸		
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		福岡県久 野
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		中中
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		一
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		2 0
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		区東公園区奈良屋町
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		[日]  市博多区東公園  市博多区奈良屋町
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		日   市博多    市博多区
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		於曜 福岡市 福岡市
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)	20	Ÿ `` ``
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		×1-
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		订田 〒 812 〒 812
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)		~ ~ ~
○西日本宝くじの発売 (財 政 課)	21	定期3 (発行) (作成)

(財 政 課) ……22 ○西日本宝くじの発売 ○西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……22 ○西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……22 ○西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……23 ○西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……23 (財 政 課) ……24 ○西日本宝くじの発売 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……24 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……24 ○西日本宝くじの発売 (財政課) ……25

# 亦

#### 福岡県告示第93号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた ので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

久留米市高良内町字温石1329の60、字菅1826の16(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 1	土整備 務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区	間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)	備考
				前	糸島市波多江 294番 2 先か 糸島市波多江 北一丁目717 2 先まで	ら L駅	12.5 ~ 22.5	943.1	
福	日間	県道	瑞梅寺 池 田	後	糸島市波多江 294番 2 先か 糸島市波多江 北一丁目717 2 先まで	ら L駅	12.5 ~ 22.5	943.1	
			Щ	後	糸島市波多注 294番 2 先か 糸島市波多注 北三丁目647 3 先まで	ら L駅	8.6 ~ 58.3	2,519.5	うち一般 国道202 号BP重用 延長575.0 メートル 、一般国 道202号 重用延長 714.5メートル

### 福岡県告示第95号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定 により、自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試 験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

令和元年6月22日(土)から令和元年7月23日(火)まで

3 受験資格

(1) 自衛官候補生

18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

- (2) 詳細は、採用案内による。
- 4 試験期日

令和元年8月3日(土)~4日(日)

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町 1 - 12 (電話 092 - 584 - 1881 ~ 3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 093-963-7728 又は093-963-3590)	北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳(築城基地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0930 - 56 - 1150) 交換呼出	築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455 - 1 (芦屋基地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 093 - 223 - 0981) 交換呼出	芦屋地域事務所
飯塚市川津 639 - 1	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0948 - 22 - 4847)	飯塚地域事務所
春日市大和町 5 - 12 (福岡駐屯地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 092 - 591 - 7450)	春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘 2 - 2 - 63	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 092 - 607 - 4826)	福岡募集案内所(和白)
福岡市西区姪の浜 5 - 4 - 20 パールマンション 1 F (電話 092 - 891 - 7941)	自衛隊福岡地方協力本部福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市諏訪野町 2401(久留米労働基準監督署隣)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0942 - 38 - 1616)	久留米地域事務所
大牟田市宝坂町 1 - 2 - 9	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0944 - 52 - 3810)	大牟田地域事務所
小郡市小郡 2277 (小郡駐屯地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0942 - 72 - 3161) 交換呼出	小郡分駐所
八女市稲富 127 番地	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0943 - 24 - 5192)	八女地域事務所
柳川市三橋町下百町 6 - 7	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0944 - 72 - 7794)	柳川地域事務所

#### 6 試験場の位置及び名称 (予定)

試験場	位 置	名 称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町 5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑 後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

#### 福岡県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘 木 蒜 井	朝倉市杷木志波3365番1先から 朝倉市杷木志波3370番1先まで

### 福岡県告示第97号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、令和元年度 福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定 により告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 2 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

#### 福岡県告示第98号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規 定により次のように告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所 築上郡築上町大字寒田1995の9、2045の5

- 2 指定の目的 水源の瀬養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第99号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所 八女市上陽町久木原字本谷1402の2、1403の1から1403の4まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第100号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町笠原字中尾10976の4から10976の8まで、10976の11、10976の12、字 藏柱11200から11203まで、11204の1、11204の2

- 2 指定の目的 水源の瀬養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第101号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所 八女市黒木町北大淵字熊ノ内455の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第102号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町北大淵字岩ノ迫4251の1、4252の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第103号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町北大淵字豌燒6265、6272、6273の10、6279の1、字入口6778の1、 6778の3、字野稲堂6867の9、6875の1、字田ノ下7035の11、7069の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第104号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	小郡市福童435番2先から	15.0	1,000,0
			ĦÜ	小郡市上西鯵坂15番1先 まで	43.0	1,060.0
				小郡市福童435番2先から	15.0	
久留米	県道	朝倉線	後	小郡市上西鯵坂15番1先まで	~ 43.0	1,060.0
				小郡市福童1283番先から	16.5	
			後	小郡市上西鰺坂15番1先	~	1,460.0
				まで	59.0	

#### 福岡県告示第105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認 可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 8 · 6 · 44 - 16号 自転車歩行者専用道2号線

3 事業施行期間

令和元年6月21日から令和6年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分 北九州市八幡西区中須二丁目地内
- (2) 使用の部分

なし

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで福岡県税条例施行規則等の一部を改正する規則(平成 31年福岡県規則第10号)の制定を行ったので、次のとおり公示します。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)及び元号を定める政 令(平成31年政令第143号)の制定等に伴い、当然必要とされる規定及び様式の整備を 行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例 に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成31年4月26日

#### 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の 定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
雷山大溜池土地改良区	令和元年6月10日

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 小郡市松崎字六本松189番1、189番5、189番6、190番1、192番1、193番1、197 番1、218番、219番1及び219番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県鳥栖市酒井西町861番地1

株式会社ジョイックス

代表取締役 吉原 重貴

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字垣添493番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小板井207番地1エトワールハイツ102号

吉田 康彦

#### 公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

#### 退任理事

氏 名	住	所	
塚 本 耕 二	三潴郡大木町大字高橋490番地1		

#### 公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

筑紫野市東町土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成30年1月12日から平成31年10月31日まで

3 施行地区

筑紫野市二日市南四丁目の一部

4 事務所の所在地

筑紫野市紫七丁目7番5号

5 設立認可の年月日

平成29年12月25日

6 変更認可の年月日

令和元年6月10日

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第

么

14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の 防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり 公表する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称 有限会社山環
- (2) 所在地 北九州市小倉南区石田南二丁目8番1号
- (3) 代表者 代表取締役 山内 隆司
- 2 行政処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日 令和元年6月11日
- 4 処分の理由

有限会社山環は、令和元年5月10日午後1時、福岡地方裁判所小倉支部から破産手 続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4 号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号 に該当する。

#### 公告

福岡県漁業調整規則(昭和43年福岡県規則第64号)第48条1項及び第50条第1項の規 定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

1 不利益処分の根拠となる法令の条項 福岡県漁業調整規則第48条第1項及び第50条第1項 2 聴聞の期日及び場所

令和元年7月4日 午前10時00分 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階 海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577 (福岡県庁)

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定に基づき、大規模 小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があっ たので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社コジマ	マンガ倉庫福岡空港店 糟屋郡志免町大字別府 580 - 1 ほか

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法|という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ゆめタウン久留米
  - (2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

#### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量 名称 平成31 (2019) 年度福岡県学力調査業務委託契約 数量 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県教育庁教育振興部義務教育課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 東京書籍株式会社九州支社
- (2) 住所 福岡市中央区薬院一丁目17番28号トッパンビル7階
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)47.868.840円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第19条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和元年6月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称 富士開発株式会社
- (2) 所在地 鞍手郡小竹町大字御徳135番地の75
- (3) 代表者 代表取締役 猪木 直樹
- 2 行政処分の内容 改善命令
- 3 処分の年月日令和元年6月10日
- 4 処分の理由

法第14条第12項の規定により適用される産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っていることが、法第19条の3第2号の規定に該当するため。

## 教育委員会

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づ

汨

き、意見公募手続を実施しないで社会教育主事資格認定規則(昭和35年福岡県教育委員 会規則第5号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に 掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部社会教育課に備え置きます。

令和元年6月21日

福岡県教育委員会

1 意見を募集しなかった理由

工業標準化法の一部改正(平成30年法律第33号)に伴い、当然必要とされる規定の 整理及び認定基準を文部科学省が示す基準に整理し直すものであり、福岡県行政手続 条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなか ったものです。

2 規則の公布日

令和元年6月21日

## 監査委員

#### 監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査 結果の報告(平成30年11月12日30監総第525号)に基づき、知事から措置を講じた旨の通 知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年6月21日

福岡県監査委員 藤山泰三 百 行 正 晴 實 百 岩 嵭

福岡県監査委員職務執行者 江 藤 秀 之

1 行経第455号 令和元年6月6日

福岡県監査委員 藤山泰

殿殿

同 行 正 晴

喧

岩崎勇殿

福岡県監査委員職務執行者 江 藤 秀 之 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について(通知)

5号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講 平成30年11月12日30監総第52 じた措置について通知します。

밅

# 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	委託契約において、完了して	完了していない業務分の委託
防災危機管理局	いない業務の完了を認定して	料の過払い分については、返納
防災企画課	いた。	処理を行った。
		完了していない業務の完了を
		認定していたことについては、
		今後このような不適正な事務処
		理を行うことがないよう、次の
		とおり措置を講じた。
		・契約時の仕様書案の内容の確
		認不足については、所属長が
		全職員に対し確認を徹底する
		よう厳重に注意した。
		・上司への報告・相談不足につ
		いては、所属長が、担当者に

첖

を適切に報告し、 を得るよう指導して ・財務規則の理解不 は、全職員に対しる 優を行った。 ・履行確認の不備に 業務委託及び修繕 係る履行確認の検 当者に加え総括班 会させることとし を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を強化した。 を対象保証金の免除 は、規定の写しなど。 に、規定の写しなど。 を対象な書に必ず添付 といよう事務改善を行うとと といます。 を対象できるよう とのを親の所定の場 をかきまるよう といます。 といます。 といます。 といます。 といます。 といます。 といます。 といます。 といまな。 といまが、 といまな。 といる。 といまな。 といまな。 といまな。 といまな。 といまな。 といまな。 といまな。 といまな。 といる。 といまな。 といる。 といまな。 といる。 といまな。 といる。 といまな。 といまな。 といる。 といまな。 といる。 といまな。 といまな。 といる。 といまな。 といまな。 といまな。 といる。 といまな。 といる。 といまな。 といる。 とい。 といまな。 といる。 といる。 といる。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、			対し、上司に業務の進捗状況
委託契約において、契約保証   金を物付させていなかった。   ご問題   で   番			を適切に報告し、上司の承認
本託契約において、契約保証   金を納付させていなかった。 は   で    で    が    が			を得るよう指導した。
支援課 金を納付させていなかった。 は   で    で    を    が			・財務規則の理解不足について
支援課 金を納付させていなかった。 は   店 監   店 監   か 地			は、全職員に対し、契約及び
支援課金を納付させていなかった。			履行確認にかかる財務会計研
支援課金を納付させていなかった。			修を行った。
支援課金を納付させていなかった。			・履行確認の不備については、
支援課金を納付させていなかった。			業務委託及び修繕等の工事に
委託契約において、契約保証 金を納付させていなかった。			係る履行確認の検査時に、担
支援課金を納付させていなかった。			当者に加え総括班の職員も立
支援課金を納付させていなかった。			会させることとし、確認体制
支援課金を納付させていなかった。			を強化した。
金を納付させていなかった。	商工部	委託契約において、契約保証	契約保証金の免除に当たって
起案文書に必ず添付 認する等、同様の誤 いよう事務改善を行う また、会計事務の 随時活用できるよう ものを課の所定の場 契約事務を含め、今 会計事務を行うこと 措置を講じる。	新事業支援課	金を納付させていなかった。	は、規定の写しなど根拠資料を
認する等、同様の誤いよう事務改善を行うまた、会計事務の 随時活用できるようものを課の所定の場			起案文書に必ず添付し、適宜確
いよう事務改善を行う   また、会計事務の   随時活用できるよう   ものを課の所定の場。   契約事務を含め、今会計事務を行うこと   措置を講じる。			認する等、同様の誤りが生じな
また、会計事務の 随時活用できるよう ものを課の所定の場。 契約事務を含め、今 会計事務を行うこと 措置を講じる。			いよう事務改善を行う。
随時活用できるよう   ものを親の所定の場   契約事務を含め、今   会計事務を行うこと   措置を講じる。			また、会計事務の関係資料を
ものを課の所定の場 契約事務を含め、今 会計事務を行うこと 措置を講じる。			随時活用できるようにまとめた
契約事務を含め、今   会計事務を行うこと   措置を講じる。			ものを課の所定の場所に置き、
ろ			契約事務を含め、今後不適正な
措置を講じる。			会計事務を行うことがないよう
			措置を講じる。

金曜日

令和元年6月21日

# 注意事項

対象機関の	監査の結果	講じた措置の内容
属する部局名		
人づくり・	行政財産目的外使用料及び	・職員に対し、使用許可を行っ
県民生活部	占用使用料において、調定が遅	たときに直ちに調定を行うよう
	延していた。	指導を行った。また、会計課の
		財務会計研修資料を全職員に回
		覧した。
		・年度の当初から使用許可を行
		うものについては、年度当初に
		調定を行うことを徹底するとと
		もに、スケジュール表を作成し、
		上司が進捗状況を管理すること
		により、適切な事務処理に努め
		ν <sub>ο</sub>
環境部	雑入(行政代執行経費の求	行政代執行事案が新たに発生
	償)において、収入未済額が前	しないよう産業廃棄物処理に対
	年度に比べて増加している。	する監視指導体制の強化に努め
		るとともに、継続的に滞納者の
		財産調査を実施し、新たに判明
		した財産の差押えや一括納付が
		困難な滞納者からの一部納付等
		により、収入未済縮減に努める。

商工部

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入 未済額が前年度に比べて減少 しているものの、依然として多額である。

事業継続中の延滞先に対して は、事業所訪問や組合及び組合 員の決算書の徴求により定期的 に経営状況を把握し、経営の安 定化と償還を指導することによ り、回収額の増額に努めている。 また、事業を休廃止している 延滞先に対しては、連帯保証人 の所得や資産調査を継続し、連 時保証人への督促や担保物件の 処分により、延滞債権の回収に 努めている。

こうした取組みの成果もあり、延滞先・連帯保証人からの 償還金額は増加した。 (平成 29 年度実績:対前年度比で5先から7,458千円増加) 引き続き債権の回収額の増額 に努めていくとともに、回収困 難な債権については、徴収停止 措置や不納欠損処理等の整理を 迅速に進めていく。 延滞先への債権回収に向けた 取組に加え、独立行政法人中小 企業基盤整備機構のアドバイザ 一派遺事業の活用、返済条件の 変更への対応等により貸付先に 対する支援を行い、新たな延滞 債権の発生防止に向けて一層努 力していく。

15

	権へ	約締結前に業務いここに
	. 1	しいて、米沙群
	に、その後の変更契約におい	に業務を行うことがないよう、
	て、契約保証金が追加納付され	計画的かつ十分な準備期間を設
	る前に契約を締結していた。	けた上で契約の準備を迅速に行
		い、更に同様の契約を行う他の
		部署へ問い合わせるなど広く契
		約期間等について情報収集に努
		85.
		また、契約保証金が追加納付
		される前に変更契約を締結して
		いたことについては、規定の写
		しなど根拠資料を起案文書に必
		ず添付し、確実に確認する等、
		同様の誤りが生じないよう事務
		改善を行う。
		上記の措置に加えて、会計事
		務の関係資料を随時活用できる
		ようにまとめたものを課の所定
		の場所に置き、契約事務を含め、
		今後不適正な会計事務が行われ
		ることがないよう措置を講じ
		5.
農林水産部	委託契約において、履行状況	「福岡の食」を使用したフェ
	を誤認して、業務の完了を認定	ア開催に関わる委託業務のう
	していた。	ち、業務実施の働きかけの実施
		で履行完了となるものと、業務
		の実施までが必要なものを明確
		に区分して、履行確認を行うこ
		ととした。
		また、課内の他の委託業務に
		ついて仕様書を点検した結果、
		履行状況を誤認するような仕様
		書はないことを確認した。

県土整備部	建物貸付料において、調定が	月ごとの調定事務を記載した
	遅延していた。	チェックリストを作成し、担当
		者及び係長が随時チェックする
		ことで調定の遅延が発生しない
		ようにする。
		また、上記チェックリストを
		係内の見える位置に貼り、事務
		処理の状況を複数人で確認する
		ことで再発防止を図る。

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2314回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250.000.000円

1 組 10 万 通 25 組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和元年10月2日から

令和元年10月22日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 107.400.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 25.762.440円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17.525.000円
- 9 受託申請期限令和元年7月5日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2315回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円

150万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和元年10月9日から
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135.000.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務

令和元年10月29日まで

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.891.600円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19.590.000円
- 9 受託申請期限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称 第2316回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300.000.000円

1 組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和元年10月23日から

令和元年11月12日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 127.900.000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 30.910.990円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 21.030.000円
- 9 受託申請期限令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 称 第2317回西日本宝くじ 1 名
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

150万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和元年10月30日から

令和元年11月12日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 135.000.000円

- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.932.850円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19.590.000円
- 9 受託申請期限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2318回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和元年11月6日から

令和元年11月19日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 259.900.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 54.882.190円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 36.900.000円
- 9 受託申請期限令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2319回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円

150万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和元年11月13日から

令和元年11月25日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,932,850円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,590,000円
- 9 受託申請期限 令和元年7月5日

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2320回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

令和元年12月10日まで

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和元年11月27日から
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 104900000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 25.759.690円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17.525.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2321回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

150万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和元年11月27日から

令和元年12月10日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.932.850円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19,590,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2322回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

150万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和元年12月11日から

令和元年12月23日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.710.000円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19.590,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2323回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和元年12月18日から

令和2年1月7日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225.000.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 46.554.750円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,650,000円
- 9 受託申請期限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2324回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,500,000,000円

1組10万通 75組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和元年12月25日から

令和2年1月14日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 657.400.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 137.126.440円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 92.250.000円
- 9 受託申請期限令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2325回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円

1組10万通 20組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和2年1月8日から

令和2年1月21日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 86.900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 20,608,390円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 14,020,000円
- 9 受託申請期限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 名 称 第2326同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

150万通

\_

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 売 期 間 令和2年1月8日から

令和2年1月21日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135.000.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.710.100円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19.260.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2327回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

- 余 額 1枚 200円 3 証
- 期 間 令和2年1月15日から

令和2年1月28日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 262,900,000円
- 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 54.852.490円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 36.840.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 称 第2328同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円

100万诵

- 金 額 1枚 200円 3 証
- 4 発 売 期 間 令和2年1月22日から

令和2年2月4日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 90.000.000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 18.621.900円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12.840,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2329回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

1 組10万通 25組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和2年1月29日から

令和2年2月11日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 107.400.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 25.787.190円

- 8 その他発売経費発売総額に対し 17.525.000円
- 9 受託申請期限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2330回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

150万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年2月5日から

令和2年2月18日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 132,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.614.400円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19.260,000円
- 9 受託申請期限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2331回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

150万通

3 証 票 金 額 1枚 200円

22

么

Ш

4 発 売 期 間 令和2年2月19日から

令和2年3月3日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 135,000,000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.932.850円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 19.260.000円
- 9 受託申請期限令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2332回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 売 期 間 令和2年2月26日から

令和2年3月10日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 104,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 25.759.690円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17.525.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・能本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2333同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400.000.000円

200万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年2月29日から

令和2年3月17日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180.000.000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 36.946.800円

- 8 その他発売経費発売総額に対し 25.680.000円
- 9 受託申請期限令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3

項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2334回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 700,000,000円

1 組10万通 35組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年3月11日から

令和2年3月31日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 319.400.000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 64.402.140円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 42.980.000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和元年7月5日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和元年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 8 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2335回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400.000.000円

200万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和2年3月11日から 令和2年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 180,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び 当せん金支払手数料 発売総額に対し 37.224.000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25.680.000円
- 9 受託申請期限 令和元年7月5日